

1. クマ類の生息・被害状況等

項目	ポイント
① 生息状況	<ul style="list-style-type: none">○ ヒグマは、都市部を除く全道に分布している。平成16年度と30年度の比較で分布域は約1.3倍に拡大している。令和2年度での推定個体数は、中央値11,700頭で30年間で2倍以上に増加している。○ ツキノワグマは、33都府県で恒常的に分布している。平成16年度と30年度の比較で分布域は約1.4倍に拡大している（四国地方は分布域縮小）。また、平成11年の特定鳥獣保護管理計画制度創設以降の個体数は多くの地域で増加又は安定化している。
② 被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none">○ ヒグマによる人身被害は、狩猟中や山菜・キノコ狩り等の森林内が大部分を占めているが、近年、市街地への出沒による事故も発生している。また、ツキノワグマと比較すると被害件数は少ないが、事故発生時の死亡率が高い特徴がある（平成20年度～令和5年度の死亡率：ヒグマ25%、ツキノワグマ1.5%）。○ ツキノワグマによる人身被害の発生は、年度と地域によって大きく異なるが、周期的な大量出沒とそれに伴う人身被害が発生している。令和5年秋期は、東北地方を中心に人家周辺で人身被害が発生し、特に秋田県では人の生活圏で活発に活動していたことが指摘されている。

2. クマ類の出没要因

項目	ポイント
① ヒグマの出没要因	<ul style="list-style-type: none">○ 春グマ駆除の廃止、林業従事者や狩猟者の減少によって、森林内で人に追われる機会等が減少し、人への警戒心が薄い個体や、人里周辺に定着し、繁殖する個体も見られる。○ 農業の大規模機械化等に伴う農地での人の姿の減少や柵の設置等の管理が行き届かなくなることによって、農地にも積極的に侵入して被害を発生させる個体も見られる。○ 森林地帯と都市部に連なる緑地帯や河川が、ヒグマの市街地への侵入経路となり事故が発生した事例がある
② ツキノワグマの出没要因	<ul style="list-style-type: none">○ 人口減少・高齢化による人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、放任果樹や農作物の増加等により、中山間地域がクマの生息に適した環境に変化し、人里周辺に定着した個体も見られる。○ 秋期の出没は、堅果類の結実量の影響を大きく受けており、主要な堅果類の不作時には秋期の行動圏が拡大し、果樹や生ゴミ、防除対策が不十分な農地等への誘引がみられる。○ 森林から市街地に連続的に伸びる緑地（河畔林、防風林、都市緑地等）等が移動経路として利用されている。○ 令和5年秋期に東北地方の大量出没の要因としてブナ科堅果類の凶作が考えられるが、秋田県では夏期に熟していない果実等への被害が見られたことから、夏期の餌資源の不足も被害拡大の背景として考えられる。

3. 対策の方向性

論点（案）	ポイント
① 対策の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 今後の被害対策は、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）を基に、地域のクマ類の生息状況や動向を踏まえ、以下の考え方を基本としてはどうか。(1) 人の生活圏とクマ類の生息域を区分するゾーニング管理<ul style="list-style-type: none">➤ 人の生活圏（市街地・人家周辺等）：誘引物管理や防除対策の徹底によるクマ類の出没の抑制。人の安全を最優先にする観点からの被害を及ぼすクマ類の排除。➤ 緩衝地帯（人の生活圏とクマ類の本来の生息地との地域）：環境整備や狩猟等による人間とクマ類の空間的・時間的なすみ分け。➤ クマ類の本来の生息地（奥山等）：地域個体群の安定的な維持、クマ類にとっての良好な生息環境の維持・保全・再生。(2) 地域個体群に基づく広域的な管理<ul style="list-style-type: none">➤ クマ類が都道府県の行政界をまたいで広域的に移動することを考慮した、関係機関の連携・協力した調査・モニタリングによる保護管理ユニットに基づいた管理の実施。(3) 調査・モニタリングに基づく科学的・計画的な管理<ul style="list-style-type: none">➤ 個体数推定による捕獲上限の設定、経年的な生息動向の把握、被害・捕獲個体に関する情報収集、人の生活圏周辺に生息する個体のモニタリング等の継続的な実施。

4. 被害防止に向けた行動

論点（案）	ポイント
① 個体群管理の強化 （指定管理鳥獣の指定）	<ul style="list-style-type: none">○ クマ類の地域個体群の安定的な維持を前提にしつつ、クマ類の生息数の増加や分布の拡大により、人身被害等が拡大している地域において、問題個体の管理、分布の管理、個体数管理をどのように進めていくか。○ 個体群管理を適切に実施する上で、生息状況（分布や個体数）、被害状況、対策の効果等についての各種モニタリングをどのように進めていくか。○ 現行の指定管理鳥獣の要件、指定管理鳥獣に対する特例措置や都道府県等に対する支援措置等を踏まえ、クマ類の被害対策と保護管理を適切に進める上で、指定管理鳥獣への指定や必要な措置等についてどのように考えるか。
② 人の生活圏への出没防止	<ul style="list-style-type: none">○ 人の生活圏への出没を抑制するため、市街地や集落周辺での放任果樹や生ゴミ、農作物の放棄残滓等の誘引物の管理、農地への侵入を防止するための電気柵の設置等をどのように進めていくか。○ 人の生活圏と接する山林や耕作放棄地、移動ルートとなる河川敷や河畔林、都市緑地等の刈り払い、侵入を防止するための電気柵の設置等をどのように進めていくか。

論点 (案)	ポイント
③ 出没時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人の生活圏にクマ類が出没した場合に、都道府県、市町村、警察、住民、捕獲従事者等の関係者が連携して円滑に対応できるよう、連絡体制の構築や対応方針の作成、想定訓練等をどのように進めていくか。 ○ 鳥獣保護管理法により銃猟が禁止されている市街地等において、人の生命・身体の安全等を確保するため銃器による対応が必要な場合に、警察と連携しつつ、円滑な対応をどのように進めていくか。 ○ 市街地等における麻酔銃による対応は、麻酔効果が得られるまでに時間を要すること、麻酔銃による投薬が個体を刺激する可能性等の課題があるが、麻酔銃による対応をどのように進めていくか。 ○ クマ類の捕獲は危険が大きく、特に市街地等での捕獲には関係法令に関する正しい知識が必要となることから、捕獲や放獣に関する正しい知識と技術を有した捕獲技術者の確保・育成をどのように進めていくか。
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地等に出没したクマ類の捕殺等に関して、関係自治体に苦情電話等が殺到し、自治体業務を圧迫するとともに、捕獲従事者に対しても批判の声が寄せられていることに対してどのように対応していくか。 ○ クマ類に関する正しい知識に関する普及啓発、被害を防止するための情報提供（生息・出没情報、被害情報、捕獲情報等）をどのように進めていくか。 ○ 四国地方のように個体数が減少している個体群の保全をどのように進めていくか。